

朝霞市条例第4号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和45年朝霞市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「93万円」を「93万9,000円」に改め、同条第2号中「78万8,000円」を「79万5,000円」に改める。

（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年朝霞市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「47万3,000円」を「47万7,000円」に改め、同条第2号中「41万2,000円」を「41万6,000円」に改め、同条第3号及び第4号中「40万円」を「40万4,000円」に改め、同条第5号中「39万円」を「39万3,000円」に改める。

（教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和45年朝霞市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「72万2,000円」を「72万9,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。